

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

(1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。

また、特別交付税については、合併市町村の特殊事情を十分踏まえること。

(2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置や流域下水道に関する規定の見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

2. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保するとともに、基金の充当範囲の拡大を図ること。

3. 市町村合併に伴い、都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、地域の実情に即し見直しを行うなど、適切な措置を講じること。

4. 市町村合併に伴い、同一市域内において衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が複数の選挙区に分かれている地域については、速やかに選挙区の見直しを行うこと。